第三　調整後温室効果ガス排出量の調整に当たっての留意事項

１・２　（略）

３　第二第一項の規定による調整後温室効果ガス排出量の調整における同項第一号から第四号までに掲げる量の控除について、国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度（国内における他の者の二酸化炭素の排出の抑制に寄与する取組（再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）を活用するものに限る。）により削減がされた二酸化炭素の量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省及び経済産業省が運営するものが、二酸化炭素の量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。以下この項において同じ。）において認証をされた二酸化炭素の量（非化石電気の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。）及び非化石証書に係る非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計は、第二第二項第一号ロに定める量を上限とし、国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされた二酸化炭素の量（非化石熱の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。）は、同号ニに定める量を上限とする。

４　（略）

５　前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、第二第一項第六号に定める移転をした量とみなす。

６　他の特定排出者が所有する森林を当該他の特定排出者に代わり管理している場合であって、当該森林に係る森林等炭素蓄積変化量を自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることに同意しているときは、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。この場合において、当該他の特定排出者は当該森林に係る森林等炭素蓄積変化量を調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることはできない。

７　算定排出量算定期間において、災害その他やむを得ない事由により、森林等炭素蓄積変化量が減少した場合は、減少した当該森林等炭素蓄積変化量を含めず第二第一項第四号に掲げる量の報告を行うことができる。

附　則

（適用期日）

１　この告示は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の規定は、令和九年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項に規定する温室効果ガス算定排出量の報告について適用する。

第三　調整後温室効果ガス排出量の調整に当たっての留意事項

１・２　（略）

３　第二第一項の規定による調整後温室効果ガス排出量の調整における同項第一号から第三号までに掲げる量の控除について、国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度（国内における他の者の二酸化炭素の排出の抑制に寄与する取組（再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）を活用するものに限る。）により削減がされた二酸化炭素の量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省及び経済産業省が運営するものが、二酸化炭素の量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。以下この項において同じ。）において認証をされた二酸化炭素の量（非化石電気の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。）及び非化石証書に係る非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計は、第二第二項第一号ロに定める量を上限とし、国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされた二酸化炭素の量（非化石熱の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。）は、同号ニに定める量を上限とする。

４　（略）

５　前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、第二第一項第四号に定める移転をした量とみなす。

（新設）

（新設）